



特 11

819

009454-000-2

特 11-819

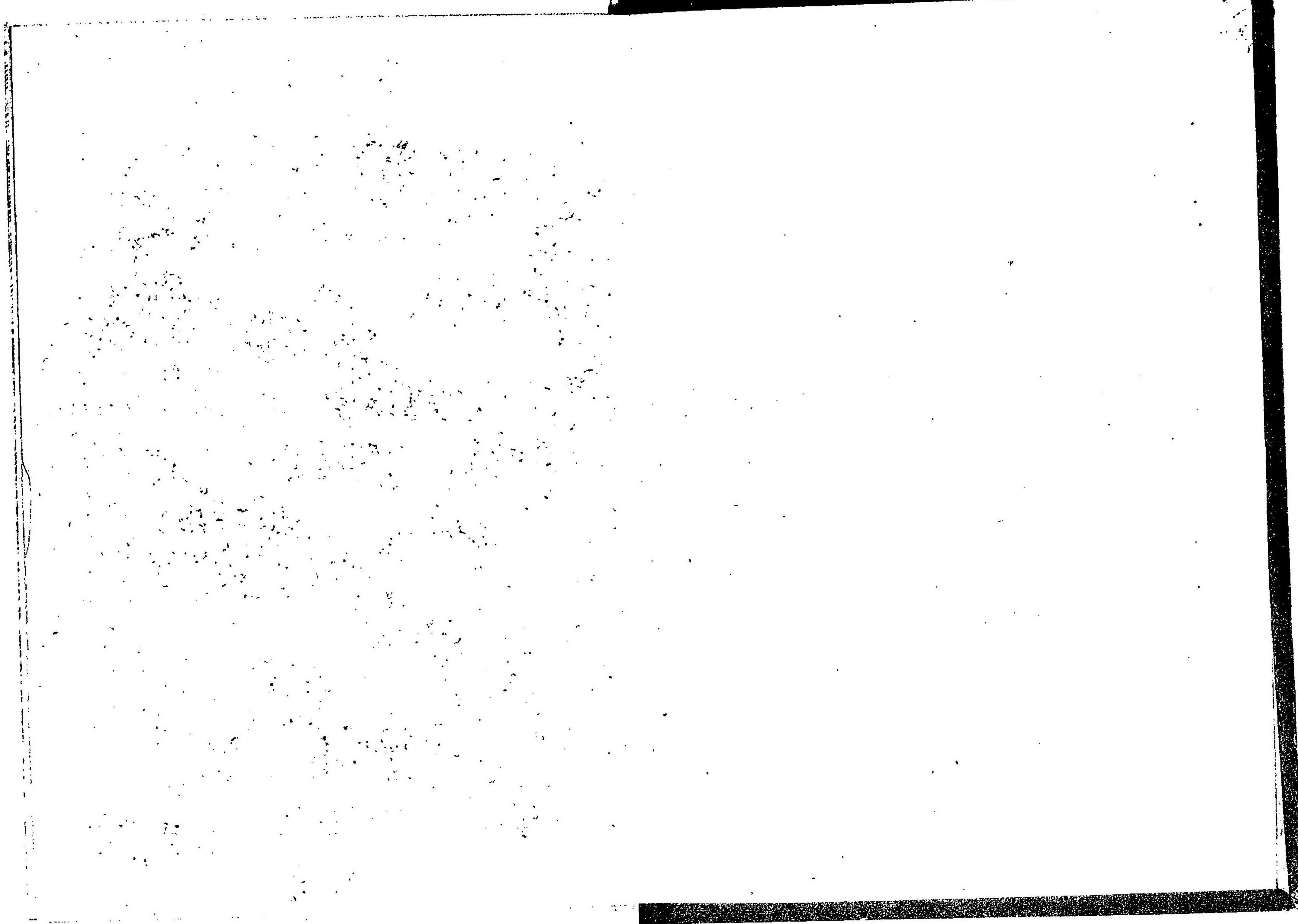
近世孝子伝

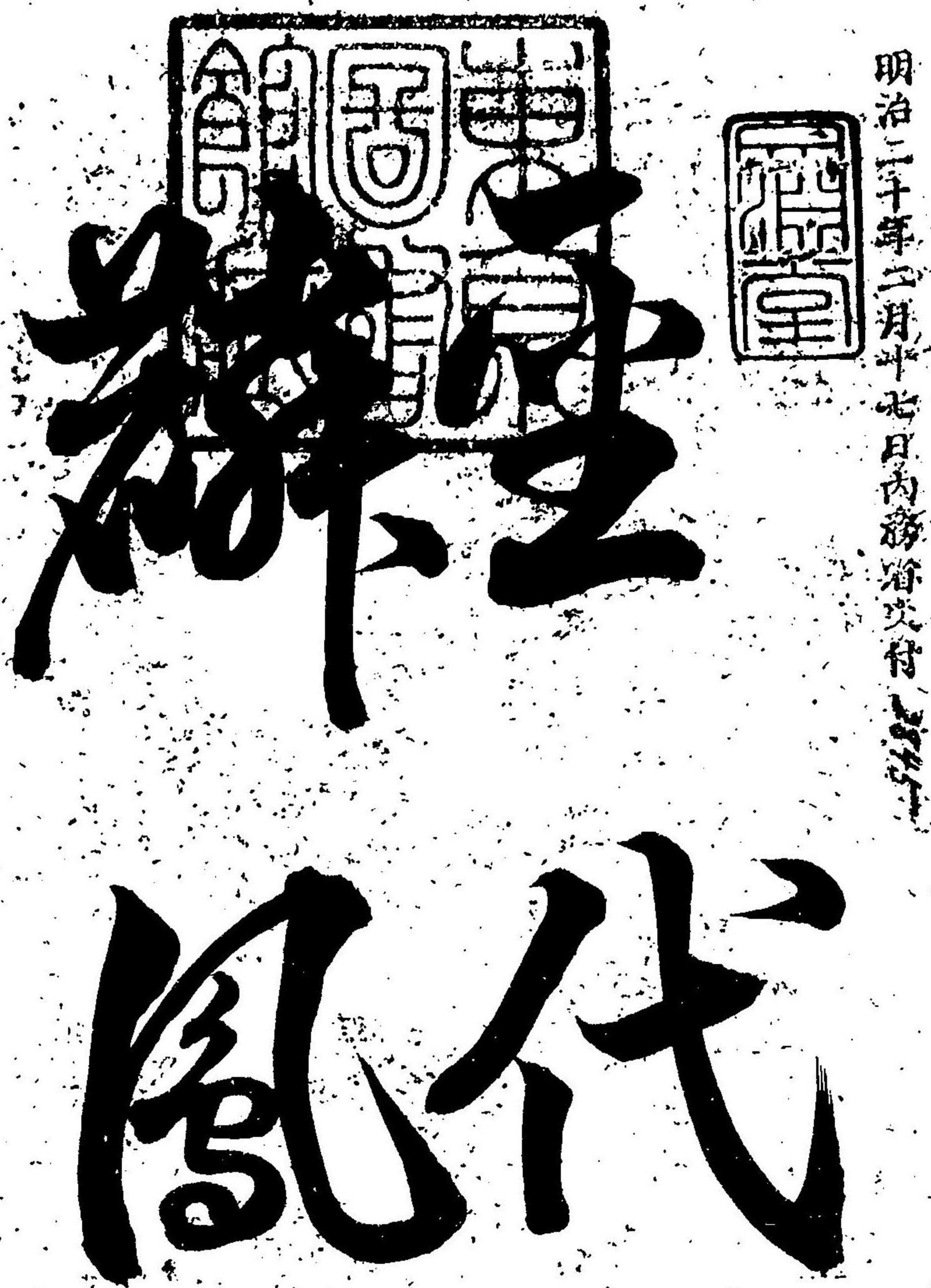
城井壽章／著

M20

AAE-0465



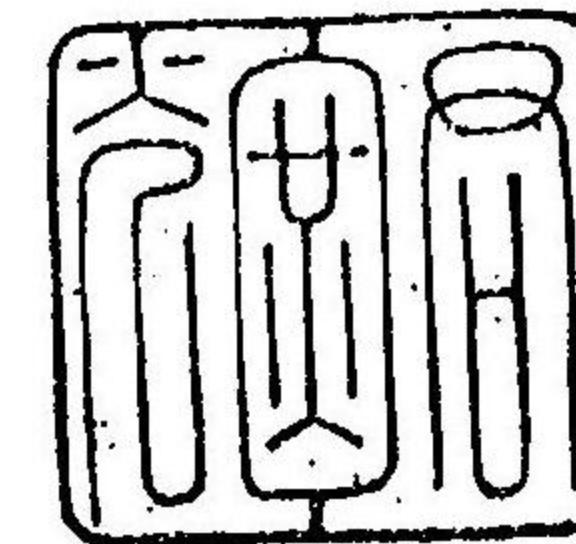




明治二年三月廿四日內務省交付

甲戌九月

大前



近世孝子傳をよみて

從四位權大教正稻葉正邦

世紀中乃已らハ鑑とみむふみそ千巻もくまさはさう
つさまし曇なき美代紀光よりあらそれぬくしわらへら
う久しき功も

讀近世孝子傳

展讀孝子傳感泣夜抵晝維此數孝千年齒皆乳臭天地有
綱常耳提無師授老萊何代老閔曾誰家幼童心總不知自
然守所守嗚呼至誠一點氣發作磅礴神州秀

玉女池畔逸人佐藤元裳

訓蒙之道莫先於孝悌而小學一書論之備矣然余謂與假

ニ 異邦典籍以語之不如舉 皇朝故事以諭之與引昔賢嘉
言以訓之不如述近人善行以導之抑我
先王之治天下也以孝爲先故東宮勸讀必自孝經始其爲
世道慮可謂邃矣方今文運日旺百藝俱興然世或有不知
朝旨所在先技藝而後孝悌者余竊慨之於是編纂近世兒
童篤孝尤可觀者以資童蒙之諷誦蓋朱子著小學外編之
意云

時

明治七年歲次甲戌冬十二月悔庵陳人壽章

自識於東台山陰僑居

東園青木隆書

11
特 819
近世孝子傳

城井壽章著

東京

佐藤元萇校

長吉

長吉は陸奥柴田郡足立村の人なり父を長五郎といふ田地三石ばかり領すれども家い
と貧しきより長吉四歳の時より人の家に養はれしが母の病よりて家に歸れりよ
れ寛延二年の秋なり幾度もなくして父また病を患ひ腰痛にて起つみとだよも叶ひ
ず父母とも斯病の床に臥ければ殆ど餓餓に及べり時に長吉八歳なりしに日々山谷
の險阻をもいとはず分入て松の樹を伐り又は枯枝などを拾ひこれを背負ひて村田街
へ鬻きその價みて雪花菜やうの物を買って歸り米麥あわに交へて二親の飢と濟ひける
隣里親戚とな長吉の孝行に感じこそを憐み米麥を贈るものもありしとぞ斯せしうち
に母の病ひ愈しが故ありけむその家を出法りぬこの年も暮て父の病ひれよく劇し

く貧り益甚しければ年を迎へんことを覺束なとて父の心を痛ましむるを見て児山に行き正月の門に建る松と伐りて售らば年をこそなどへ最易からんあと云て其心を慰める身又はどう衣裳衾緼さへもなれれば父の寒さをしのぐべき手段もあく道の傍に藁を敷て其上に臥させ夜となく晝となく柴薪を焚て竈ふ火の絶ぬやうになせり明年の春の長吉九歳よあればいよく日ごとに深山幽谷にわけ入て獨活薇蕨などをとり市又赴きこれと售りて米味噌豆腐などを買ひ飲食をとゝのへあれを進め聊も父の手を煩はずをのれり別に草の葉木の根などを多くまじへる糧を喫しける長吉はいがある深山幽谷にても只ひとり行きて樵しける一日その山中に佛宇ありてあれに詣るものありしが長吉を見て妖魔にやあらんかといふかり怪しみしに漸く近づき見れば一小童なり因て其名を問へば長吉といふものにてしかゞなりと答ふその後もかくのことを事徃々語りければ長吉の孝行のづから世に顯れたりまた一日川又行て糧にあつべき草木の葉を洗ひ居たるを菅生村の龍雲寺の僧見あやしみて幼童の爲すべき業にも似ずこひ必ず故なることならむいかに雙親のなきやと問へば

父り病に臥し母に故ありて去られたれり己れやむおとを得ず手づかふかゝる業を爲すなうと答へければ僧も深くろの孝心を憐み然らば者は來れ米與へん道て一里餘の山路を相拉つゝ寺に歸り米五升を與へける長吉大に喜び歸り具は其事を父に語りて其報ひとて獨活と薇蕨を父の命なりとて齋してかの寺に行ければ僧また米二升に味噌をも添て與へたりとぞ長吉十歳になりて長も延たればますく課業を勵む勉めまた人に雇ひれて松の板あそを三四枚も背負て村田街に行き日に二度づゝ往還せり夏の紅花を製する家に傭はれすべて寸暇をかしみて事を勉強し父を養ふことにのみ力を盡しければ其篤孝隣里に著しくて長吉が售るものの人もあ價と昂くして買ひ長吉が買ふ物の價を低くしたかまた古き衣類などを興ふる者われば悦びて直ちに家に歸り父に着せけるかくして一日も怠りなく孝養と盡しければ父の病も漸くよ平愈し父子ともに同じく業を執るよ至れり郷黨とぞ長吉の孝志に感じて長五郎が領せし田の租税の鄉人心を合せて是を償ひ其他何くれとなく長吉に力を添へ之を賑恤するもの多かりけるが其事國主ふ聞へければ寶曆二年長吉を召して金子若干を賜ひ

四 其孝義を予賞せしる時に長吉年十一なり

傳藏

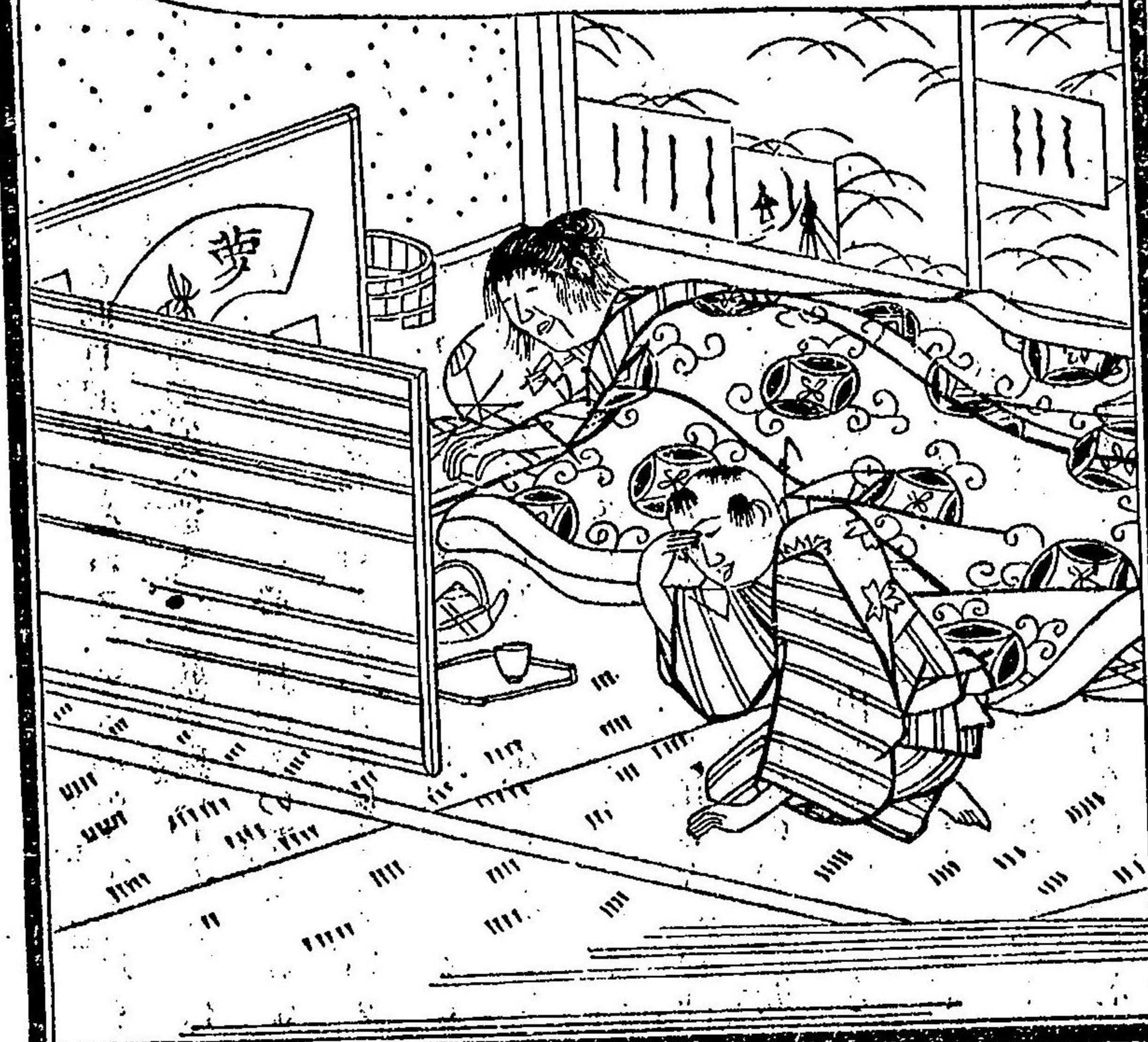
傳藏の父を貞右衛門といふ安藝高田郡桂村の農民なり貞右衛門田二十石を領し三男一女あり傳藏はその第二子あり賦性至孝として善く其父に事へ兄弟の間友愛ほどに厚しまだ人と争ひしむとなし六歳の時より長者を敬ひ神佛を尊ぶ朝夕に佛壇（方俗祖宗以來の神主を安置する處へ佛陀の偶像を置き因てこれを命けて佛壇といふ）を掃除し香を焼き花を供へて神位を拜み家の人々にも拜禮をもつめ人主な拜乞了るを待て戸帳を閉るを日々已の課業とぞなしけるまた村内の神社佛宇の前を過れば必ず詣り拜ますといふことなし傳藏十歳のあらありしか其母虛勞の病まさり荏苒として床に臥し精危篤に面へり殊に妊娠にてありければ快復矣るを志候東あきよしを松庵といふ醫師の父よ語るを傳藏その傍にありてこれを聞憂色はあらわれあれより日夜心を焦し思を苦しみ飲食一々禁忌を醫師に質問して病ち調へ膳を供し藥を煎じ看護するの周密なると老成の人といふとも遠く及ばずといへり日々自ら松庵

の家に至りて藥を乞けるか一日松庵に向ひ昨日賜りし藥これまでの處方と替れりやと間へば果してその門生の歎仰にて誤りて他の家へ遣すべき藥を與へしなれば松庵も大に愧ぢ弟子の歎仰なるを陳謝し且ハ小兒にしてうの心を用ゆるの深切あるをふかく感せりこれへ常に母の服せる藥をば必自ら嘗試むるゆへ其味をよく知りしなり又母の食を喫する常より減するを見てハ痛く憂ひ常よりも多ければ悦べると限りあし日夜母の傍よりて肩と撫で脚を摩り夜ハ疲れて撫摩りながらそのまゝ眠ることあり一夜ある人見て其ありさまを憐り衣ともて覆ひしみ驚きて目を覺し又夜もすがら撫摩りけり母また乳の下に腫物を生じことに痛めり膿を吸出されば速かに治しがたしされど小兒に吸せなば毒にもなりんいかゞせんと醫師のいぬを聞いて傳藏自ら口を開けてすこしもろの悪臭汚穢を厭はず膿血を吸ひ出せしかば日ならずして愈たりとぞ傳藏常ふ小兒の群聚ひて喧嘩する處へいと遊ぶなど好まざれども母のいまだ病の床に臥ぎし前正月中元節句なぞより群衆に隨て遊戯れしこともありしが母の病にかゝりしよりハ曾て戸外に出しことあし一日外國人の此村

傳藏母比病の
治難きと
聞て涙を垂る圖

元長

あらわす見
よのゆゑむか
あらぬ乃
ぬれ袖
うれ袖



を過ぎりしことあり、園村の男女先を争ひ出て見ゆた傳藏にも見よと勧むれども終に
出ず又隣家にて伊勢神樂の舞を奏すとて村中の兒童等群り聚ひて歡笑の聲喧しけれ
ども母の傍より侍りて戸隙を窺ひしこともなしとすある日夕つかた煙草を刻む薄刀
にて足に傷け血の頻りに出けるをいと悲み歎きけるゆへるの傷の痛之りよきにや
傍の人の問ひしに血出て歎されば今宵母を看護すること能ひざるを憂ひてあり創
の痛など少しく厭ひすといひも了らざるに母の呼びければ其聲に應じ直に起て母
がたり立れども母の心を痛めんとと思ひて其創傷を掩ひかくし平生の如くにもの
の前わいたれども母の心を痛めんとと思ひて其創傷を掩ひかくし平生の如くにもの
金聲を暖て一日も忘るよとなしの兄を祐藏といふ時に年十八なり是も善く父母
事へて孝友の志厚きものありければ其弟の萬吉に感服して常々人に語りければ
聞ものも皆涙を垂て賞歎せざるへなしとぞ其事世に著しければ國主より銀子若干
を賜へりける時天明五年の三月にて傳藏十一歳あり

萬吉

萬吉は伊勢鈴鹿嶺の人として父を市右衛門といひ母を久米といふ市右衛門家貪し財
れば常に人に傭役せられけるが一日旅客の行李を擔ふて途中にて卒倒れ死せり市
右衛門二兒あり長子は即ち萬吉にて時に四歳なり次子を吉次といふこれもまた幾
ならずして天死せり母久米はたく節操を守りて寡居し紡績紬織を業として萬吉を鞠
養せりされど夫を喪ひ兒を亡ひしより以來幽鬱して病と成り時々發作せり萬吉その
傍と離れず肩を摩し腹を按し晝夜心を盡して看護しまだ病の少間あれど街道に出
て旅人の包袱また短鎗あそを負擔し鈴鹿嶺を上下て得る所に纔に五六錢に過ぎ
れども朝より夕までよい積て數十錢に至る是を以て歸り母氏を省み其欲する所を問
ひ或は隣里にて藥餅を買求める或は母氏の欲する所の甘旨を供へて母氏の食
るうち萬吉もまた箸を下さず母氏の半を食て已に飽りといへば萬吉の餘饌を
食えり隣里鄉黨みな其孝義と感心てろの貧窮を哀れ旅客行人に逢へ必ず萬吉の事を
説てこれに錢を與へんことを請へり此時萬吉六歳ありしが此年餓饉打つゝきて途に

餌多けれども萬吉母子共に凍餃を免かれしれ其至孝の徳に由れるとぞ天明三年發卯仲秋幕府の臣石川忠房といふ人大坂城を發して東に歸りけるが水口驛より橋ふ弄て僚友等と同く歩行し土山驛を經て鈴鹿嶺にかゝりけるに六七歳の小兒垢衣を着て敝屣と穿き紙にて擦りし緒に錢數十錢を貰きて手に携へしが忠房等を見て路傍に避けたるを一人これ又戯れて曰く汝行て餌を買んとするか何や其錢の多きや兒完爾として否々これ阿娘に贈らんとするありといふ其錢は何に由て得しやと問ふに客の短槍を荷ふて坂の下まで行て賜はりしなりと答へければ忠房等大よろの言を奇としてこれ必ず故あるとならんと思ひ万吉に謂て曰く我等も隨ひ來れ錢を與へんと相拉て猪鼻の茶店より此に一婦人あり万吉を指さして忠房等に告て曰くこれり孝子として萬吉といふものにて候とて詳に萬吉母子の事を語り錢を惠み給へりしと謂へり其傍に憩ひし橋夫白丁等までも其孝行を稱し同じくこれに惠給へんことを請へば忠房深く感歎して然らば其家を訪ねんとて鈴鹿嶺を踰ひて山陰を下るに茅蘆六七戸あり忽一婦人の萬吉を叱りて汝何ぞ貴人ふ先つや眼隨すよきなりといふを衆皆怪

そこでこれを問へば即ちこれ久米なり小兒四五人ろの庭前に遊び戯れけるが忠房等の来るを見て退き去れり忠房等萬吉の宅に入りて憩ふに家たゞ四壁の間に赤貧洗が如し久米年三十四五ばかりみて顔色憔悴し蓬頭垢衣にて青き芋莖を割て有しが出で忠房等を拜し敝蘆に枉顧せられし辱きよしを述べて茶を進む忠房等曰く途中みて萬吉の孝行を聞いて我等欵談よ堪へず汝かくの如き孝子ありまだ何ぞ貧窮を憂へん久米泣飲して之を謝し年來の不幸薄命の事を説き且曰く今夕ハ十五夜にて隣里の兒輩ハ各新しき衣服を着け嬉戯すれども萬吉ハ新衣も著く又飢渴よ追れば一日も群兒と與ふ遊戯もるよと能はず妾今朝兒に謂らく汝隣兒に隨て遊はんと欲するかたゝ口腹又充つべきもの無を如何せんとへべ兒また妾の意を推測りて少しも沮色あく垢衣索帶にて敝鞋を穿ち出て行くを妾しばし目送して覺ぬ失哭せり毎々此の如きどのみ多し官等幸に憐察を賜はれど涙ながらに語れば忠房ハじめ走卒までも皆涙を垂れて感歎せざるなかりけり忠房曰く世間の人誰か之子の篤孝を聞いて心に愧ざる



冷泉為泰
ひのくにあ
是至るとは
花の露
かすむゆりと
あまねかそり

稻葉正邦

あらわねよ
はるかごとの
名もたうく
玲麻の山よ
めぐらゆよ



石川忠房 僚友
等と萬吉の家

を訪ふ圖

神のまき

國のむすび

あらわす

さかふすき

まもること

ことを忠房の万吉

小贈もる歌あうあ

雜記小見へたれ

あくよ録へる

四十

待へしと懷中より白銀若干を出して萬吉に與へこれい些少と雖も我輩の汝にあたふるにあらず天汝の至孝を感賞して賜過所あり此上とても怠りなく益々孝行を盡せよといへばろの同僚も各銀子を贈りける母子共に感喜に堪へず厚く謝しけるが萬吉内に入て掌を合せて稽首し久しう出されば衆あれど伺見て怪そその故を問へば久米答へてこゝ諸公より賜へりし物件を以て先人の神位より告るなりとねへり衆益感歎せり忠房また久米を顧みて曰く人を飢寒に迫れば不良の心を生ずるものなり是故に小人第すれば斯に濫と聖人も戒められかれたり假令ひ飢餓に迫るとも平生の貞節を變じて此良心を失ふべからず今日幸ひ我輩汝母子の如き至孝貞節のものに邂逅相逢あとを得たれば今より年々此地を経過する毎必ず慰問とべしまた同僚とも相告て存問さすべし若しまた急に乏しきともあらば遠方にありといへども郵遞に託して報せよ今茲十月に必ずまた訪ふべしとて同僚等と俱に懇に説諭して去れば母子ともに地に伏して拜謝してぞ別れける其歲十月忠房また鈴鹿嶺を過るとして萬吉を訪ひ江戸より沽ひ來りし薬餅などを久米に惠みける是より漸華へ更番する毎に

必ず萬吉母子を存問しけり當て一日久米從容として忠房に謂て曰く妾屢眷顧と蒙りて涓埃も報ひ奉るとなし且兒久しく貧窮に苦ましむるも妾が心に忍ざる所あり願くは兒を收て奴隸となし驅役し給へ妾の紡績の業を執て生活と計らんのみ忠房曰く吾も又久しく萬吉を得んと欲すれども天の孝子を生する所以偶然にあらむ世の不肖のものを輪さんとするなり今うの志を奪ひてこれを携去らば恐く天の意に背かん敢てせざる所以なりと久米其言に服してはる敢て請ひず忠房また同僚諸友に託し鈴鹿嶺を過るものに必ず萬吉母子を存問せしむ僚友もまた萬吉の孝義を傳聞て諸人ふ相語れば鈴鹿嶺を経過する者万吉を訪ひざるなし或人また萬吉の家の知りがたきともやあらんかとて其門よ表して孝子万吉の家と書せりとる万吉かつて忠房と送り土山驛の茶店に到りければ其僕従等万吉の来るを見て争ひ菓餅を買ひ與へたるを竹の皮に包み懷よして諸君の眞阿母よ餉りて與に喫着せんと云ければ母に餉るあらば別に沽て與へんとてまた錢なきをも出し惠むものもあり白丁走卒も皆万吉を見て感歎の餘り往々涙を垂るゝに至るとすまた忠房の友に三橋成烈といふも

のあり浪華より赴きける途中万吉の家を訪ひて其事を紀行中に詳に書載て冷泉爲泰卿より剛正を乞ければ爲泰卿あれを見給ひて深くその孝義を感じられあでしこの是を眞こととの花の露の歌を詠て賜ひりければ成烈も大に喜ひ扁額として其家より掲しし其子左衛門督爲章卿乙巳四月例幣使として日光山に赴かれ歸路鈴鹿嶺を過ぎり万吉の家を顧みて手づから錢若干を賜ひるやがて万吉が孝名天下に著しければ丁未三月道中奉行桑原伊豫守幕命と傳へて万吉を江戸より召し白銀廿錠を賜ひ久米ふへ終身し萬吉の日々鈴鹿嶺に詣て其病の平癒を祈りけるが忠房の妻遙にこれを見て銀子及び神社への贊幣などを取り調へ且つ其病状を詳に記して送りけれり万吉また其廟祝み託して之を禱り大麻神符等を調へて贈りけるが數日を経て其病愈ぬ人みな以て孝子至誠の感應する所なりといへり

石川忠房浪華にありし時に万吉の事を杉浦某に語れば某また講筵にて之を子弟

なりと今此傳を讀て涙を堕さるるものよ於ても余また爾いふ

鮑松
鮑松

に語るよ舉坐感泣せざるゝあかりしとぞ嗚呼この三見の賤民の子にて備郷より生れもどより師父の教訓を蒙りしにあらざれども其親に事るの至誠は古の賢哲といへともこれに過ず百世の下其風と聞もの孰か感興せさらんや逆子不悌のものどねへどもまた必ず心を悛て行を改むべし因て表出して童子に示し親に事るの標準となさしむ古人いへり李令伯の陳情表を讀て涙を堕さるものいろの人必ず不孝なりと

七十
鮑松の父を惣右衛門といひて信濃佐久郡内山村の農民なり内山村へ上野信濃との間なる破風山の麓みて猪鹿の類いと多く田畠を蹂躪し五穀を妨害するゆえ村民處々に番小屋を取結びて田畠を護れり惣右衛門父子も逢月といぬ處に小屋を結びて宿りしに天明八年九月廿五日の夕つかた鮑松以外に出て草刈り惣右衛門ひとり小屋にて火と焚き臥居たりしが一ツの薄狼突然として來り惣右衛門が足を噛めり惣右衛門大に驚きこれをふりはあせしに狼また唇より腮とかけて噛つきたり惣右衛門いか



亀松獐狼と
格闘して父
の危急を救
ふ圖

正邦

歌どかすよ
あらのそめ
うらみゆふ
たあれ
タリのり

十二

んともしがたく狼の耳を摑て號叫すれり龜松の聲に驚き走り來り直に鎌を揮て狼の口に突入る、お鎌の柄折れたりまた父の鎌をとりて狼の口に突入れこれを倒しけれども狼猖怒りて舊ひ起んとせしを側ある石をとり狼の口なる鎌の柄を力を極めて打こみけれハ狼の齒牙岡ツ三ツ折れたり龜松力のあらんがぎり大指を以て狼の兩眼を抉り出し終にその狼を斃しける父數多の嘴傷を被れども死ふ至らざれハ扶けて家に歸り粗々治療を加へ數十日を経て平愈しハ龜松時より十一歳あり龜松賦性孱弱なりしが父の危急を見て之を扶けんと身命を顧みず猛獸と格闘し之を斃せしはうの親を愛せるの至誠に出しものなりとて代官大貫次右衛門あれを幕府ふ聞にあげしかひあ

の年十一月銀子若干を賜ひて褒賞せらをたり

一日客來り此傳を聞て余に語りて曰く近來西洋某國に奇孝兒あり其父海を航するを業とせり一日ろの船にありし客の誤て海に落ち溺たるを救へんとて其父自ら海に投せしに鰐魚ありて客と父とを并呑んとす其子之を見て父を救へんとてまた直に海に投し小刀を以て鰐魚の腹を刺せしが醒怒て跳りあぐり其兒を呑めり

二十二

これによりて父と客とは奇危を逃れ身命を全せりと嗚呼烈なるかな孝なるかな之子や何ぞ我龜松と其事の酷相似るや之は一舉猛獸を斃して父を救ひ彼ハ一身をもて鰐魚に投け父を救ふ其事異なれども其孝の道を盡そにいたりては一ツなりむかし或る藩主馬又騎りて橋を過りしが藩主を仇とし狙撃んとせしものありて突然と橋下より跳り出れば扈從の臣等狼狽し四方に散亂せしが一人あり相近て格闘しこれを斃せり或人間て身命を君に奉るは衆皆同しといへども一朝事の變わるに當てハ狼狽せざるもの幾希なり子の賦性沉毅に由といへども平生必ず心を養ひ膽を練の道あるにやといへハ我ハたゞ君と愛するを知のと造次顛沛もあれを忘るゝとなし事の不意又發りしゆへ我もまた不意お應せしありといへば其主あれを聞て益喜ひ厚く恩賞を賜ひしとぞ嗟夫忠臣孝子地を易へば皆然り念々君親を愛するの至誠發する處に隨て忠とあり孝とあるあり然れ共質を委ねて人の臣たるもの

はもとよりざることなれども此兒幼弱の身をもて烈丈夫の爲しがたきことをあすへ異よ千苦の奇孝といふべし世の平生豪傑ともて自ら許し腰に大刀を横へ意氣揚

くとし下人を擡げとも一朝大事に臨んで狼狽し大節を失ふもの天下滔々皆然らず
るとなし此二童の風を聞もの誰か赧然として其背ふ汗せざらむや余窃れ感する所

ありて此は附錄せり

留松

留松いのまつハ伊賀いが阿波あわ郡東條村の人なり祖父を忠七ただしち女あり里武りむといふ隣村の左吉さちよしといふものを養ひ里武に配し二男を生れり長子を龜松かめまつといふ次子は則ち留松なり六十年來より里武りむを患へければ左吉さちよしあれを厭いとひて自ら其家を辭して去ける里武りむ自ら病を譲りながら老たりし父忠七ただしちを伴ひて畎畝けんのに行き耕耘耕耘しけるが往むか再なまとして病危篤きどくに向ひければ力耕りょくこうすることも能のはず終に飢渴きかつに迫れり兄の龜松かめまつの出で人の奴じある忠七ただしちまた脇わきを病びやくえ貧困窮じんきゆうし如何いかともするもと能のはず隣里りんりの人あれを見て相憐あわれみ國主に告訴つげうたへ賑給しなきを請ければ天明三年六月米若干を賜たまりける時に留松いのまつわづかに八歳はなりしが夜とあく晝ひとあくかひぐかひぐしくも二人ふたりを看護かんごした食餉じきを隣里りんりの人ひとに請ひ求めて母にすゝめその病少すこし間まあれば出て柴しばを刈おさり薪こを拾あつひ來りて飯めしを炊くを裏うらひける

するところと問ひ心を盡つくして看護かんごしけれども母終に死せり留松いのまつふかく哀慟あいとうしあれを河邊かはより葬はれり是はまの土俗どぞくよて天刑てんけいを病びやくて死せしものゝ人間ひとよ歎かなするを得ざるゆへきりと同村の人夜更よよけてその墓邊はぶんを過りけるに一小兒の墓邊はぶんより傍徨はうはうせしを怪あやしお近づき見れば留松いのまつありこゝ如何なる故にやと問へば今宵よしやの暴雨あめにて必ず河水せせらぎの暴ぬ暴に漲あがり阿母かあの流失すりつせんことを恐れて終夜看護かんごせんと思おもふなりといひければ此鄉じょう人もいと慰なぐさかれて伴ともなひ歸かへれり其後のちも雨降あめる時とき必ず行ゆて其墓はを譲ゆれり祖父の病びやくますく危篤きどく及びければいよ／＼心を盡つくして看護かんごするもと鄉黨きょうとうに著あつしければ同年十一月國主より米を賜たまひてあれを賞たまし猶恩命まことにめいめいありて年十五じゅうごふ至るまでは年毎に米を賜たまりけがる寛政二年十一月に年十五に及び又米若干を賜りて其孝行しよぎょうの始終一節じせきあるを深く感賞かんしゃうしきる

ける

一太郎

一太郎號泣と
父の罪を赦さん
よとを請ふ圖

正邦



玉は緒を
はなきだる
おへぬこそ
かきり
あらわん

五十

り亂を作す與一もまた其徒黨に加りければ徳島府より捕吏來りて夜中黨民の巨魁を
逮捕す與一もまた捕へられて徳島府に送致せらる一太郎時より十歳ありしが睡覺て大
に驚き父を追て徳島府より號泣して父の罪を救さんとを請ふ捕卒等怒て之を逐
へども去らず日夜哭泣し己の身を以て父に代らんとを願へども府にて允さずやがて
與一の断獄梶首に定りける官吏等一太郎の孝志を感じまとうの幼弱を憐み錢物を與
へ諭して歸らしむ一太郎已ひとと得度府を去りて十二里の道程を一日にして家に歸
りそれより讚岐に趣き琴平の神社に詣り祈ると凡る七度又及ぶ其往返八里にあまれ
り國主峰須賀侯遙に聞を聞せよかく孝義と感せられ特命にて與一の死一帯を
減しこれを國境の孤島み流しまだ一太郎を召されて手づから金五兩を賜ひ國者及び
郡宰等も皆銀子衣服等と與へける且別國主より吏二人に命じて一太郎を川その郷里
へ護送せらる其後一太郎父を墓てその側に赴き與一に奉事すといふ

當時浪華に遊びて小竹篠崎氏の門にゐるが一太郎の事を聞いて其傳を作れり時より

天保壬寅某月にて歳十三なり小竹其傳後跋はして曰く
筑前白井童幼好文辭壬寅秋來游浪華子適聞阿州孝子事因詣之日以手所識我鄉佐々
原童三歲藏字安慈安田童十歲而某已入品并子爲三奇矣然皆未知成立何如也至一太
郎之孝則天性之美實爲昭代之麟鳳矣非奇才夙慧之可比也童默而退其翌作此傳來請
正予知其有所感興而亦不欲爲世所謂神童也爲加指數字跋其尾當時奇童の一時み輩
出すること奇なりといへども果して此三兒の成立如何あるを知らず獨り一太郎の
と長く天壤じゆうともよ朽す歳を経る愈久しく愈顯あらはるこれもとより區々たる技藝の
流と年と同しく語るべきよわらざるなり

政太郎

政太郎きみまさか津山吹屋街の賈人吉右衛門の子あり吉右衛門罪ありて獄つねがみ繫る時ときは政
太郎年甫十三はんとうなり自ら満廳はんていに詣り己の身を以て父おやぢを代らんあらんと請ふ廳てうにての詐
あらひうなづかことを疑ひて允ゆるさず是まげ人に備役よみやされわざかに賃錢さんせんを得て衣食いしょくを糊はへ獄
中うちある父おやぢに送輸よみゆし如何なる祁寒暑雨きかんしょにても少しも懈おこたらず數年を経て生れ初はじの如く父

と代しろふんことを詔のおもし請ふ所ゆゑに允ゆるされば獄に入りて久ひま事ことへと固いづく請ふせや
ます處ところに於てかりに横よな人ひとで試ためむるにその奉養ほうよう至いたさるとあらなじめやかで
かいかんかいかん等連署れんしょして政太郎の孝狀こうじょうを上申じようしんしければ津山城主特命とくめいもて吉右衛門の罪つみを釋ゆる

金子若干じゆくかんを政太郎きみまさか賜たまひるここ嘉永三年某月あり

嗚呼十歳の兒十三歳の童わらわをみて其父おやぢを斧鑽あくくわの下したより救すくひの孝烈こうれきの橘たちばなの妙沖めう（逸はな
勢ぜいの女めのあり初名はじなを妙めうといぬ後髮ごひを削そり妙冲めうと稱めいす）漢かんの綿榮てんえいにも遠とほく勝かつりて明めい
鴻行こうこう可こと伯仲はくちゆうの間あなるべし是まい元文三年十一月の事をかや大坂橋通りの第四街よ
住すめる商民しょうみんにて勝浦屋太郎兵衛しらや ひょうえといふ者ものあり長男ながのの長太郎ながたろうといひ養子やうしょにて時に十
七歳あり次女じゆを阿市あいちといひ十六歳あり三女みわを阿政あこうといひ十五歳あり四女よしわを阿徳あとく
いひ九歳くわいあり第五子ごわいを初五郎はつごらうと云い七歳なり太郎兵衛廻漕まわいそうの船ふねなる載貨さいかうを賣却ばいせきして
其金かなを私わたくしるの船ふね海上かいじょうみて覆沒ふくめつせしと詐だつりしが終まつに其事こと發覺はつかくして逮とらへられ其獄その獄
三日の間市まんじにさらして梶首かじしゅといふに斷定だんていせしを五人の兒こら等町奉行まちぶんぎょうの廳てうより哀訴あいそ
して五人の命めいをさしきもて父おやぢの死死を贖あがなひよみとをがたく請うなづかひければ城代太田備中しきしろおおたびじゆ

守その孝義を深く感じされを幕府へ以聞せられ翌年の三月大嘗祭をもて大赦に逢ひ死一等を減せられ重追放であることは政太郎に先づこと殆んど九十年前の事ありあゝ當時妙仲緹繁行司の流の一時に輩出するまた奇ならずや因てこゝよ錄して并せ傳ふといふ。

岩 次

岩次は江戸橋本街の彫工半次の長子あり幼くして剖腹の業を父に受學びて其産業を助く半次久しく病て歿しければ家貲殆ど蕩盡せり岩次時に歳十三なり母祖母及び弟二人あり一家五口岩次に頼て糊口せり岩次盡り他の剖腹氏より雇ひられて纔に傭錢を得て歸り夜は燈下み版鏽て深更より及ぶまで寐ず祖母等岩次の幼弱にして精神を勞し病を生せんことを慮り夜は早く寐て休息すべしといへば岩次も祖母等の病を憂るを知りるの言に従ひ寝に就き家人のとな熟睡せるを伺ひ密に起て工事に就けり此の如く日夜孳々として少しあ心ることなければ一家數日凍餒の患を免れぬ其母もまた貞純にして善く姑に事へ一家いと睦しく善ふまざりければ幕府より岩次を賞して白銀

べし

附 錄

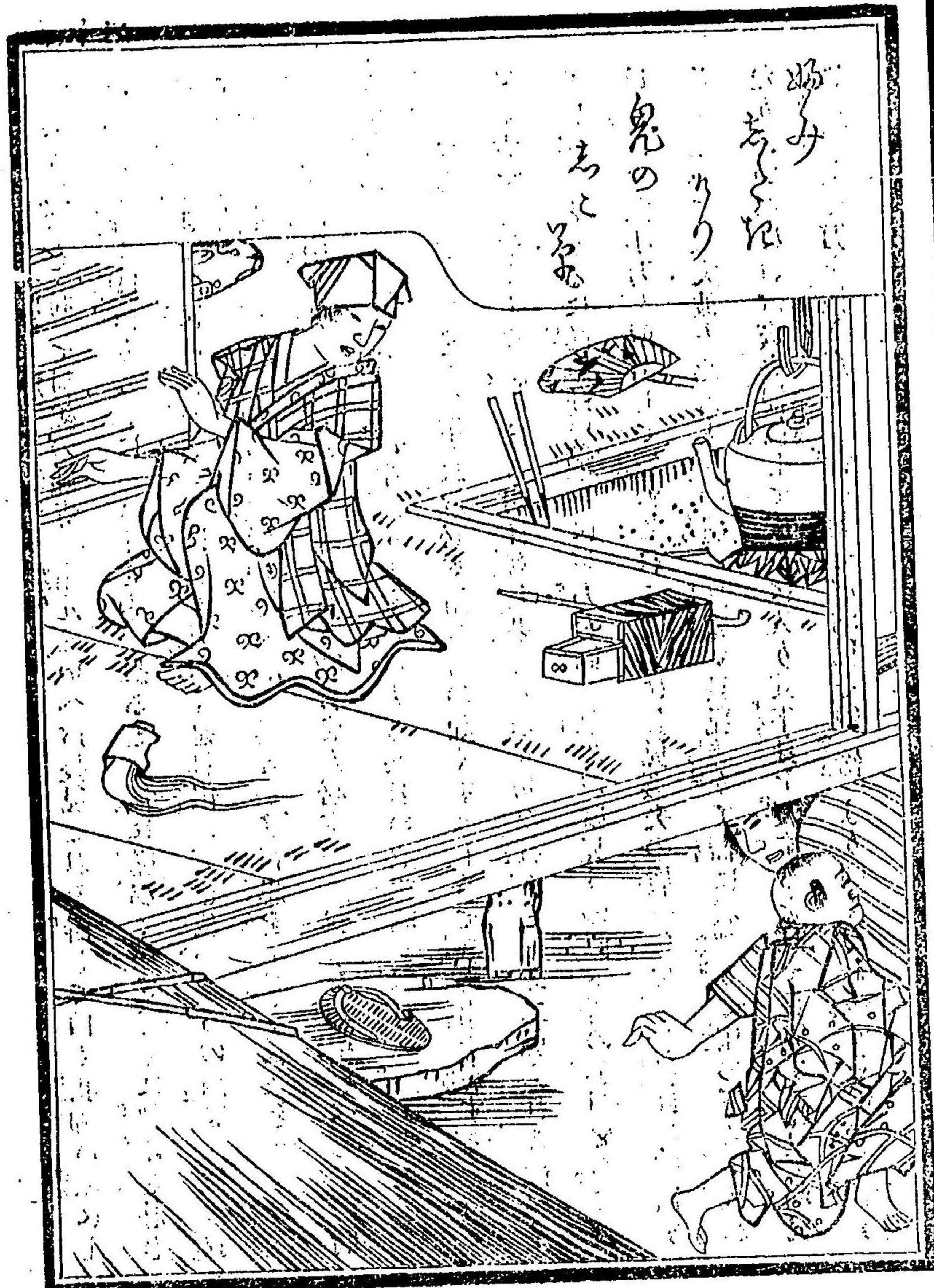
下總二童

七銭を賜へる祖母に終身一人口を賜へる都下あれを聞て其家に至り錢物あとを賞與するもの甚多し或る日一士人來り懷中より金三兩を出して聊あれとも奉養に供へられよどて贈られたり家人驚てその姓名を問へども告ずして去りぬまた奇男子と謂

下總國の一農家より二童子あり長い歳十三幼い八歳なり其繼母里人と姦通せしを其父いまだ之を知らざりしが一夜姦夫來りて其父を酒を酌み痛飲し父の泥醉して寝に就き熟睡せしを窺ひ夜半窓かに起て刀を抜き其父を刺殺しけるを長兒父の絶叫せる聲を聞て衾中より之を窺ひ見て大お驚きけれども事既に如何ともなしがたく救ふべき術もなけれど伴りて大いに駒の聲を發し熟睡せしやうよ假裝し窓より其爲モ所を覗バ父の屍をば床下に埋めて去れり夜明を待て長兒起て父へ何方に在すやと問ふに

十九

繼母の曰く今朝早起して前村の某の家販賣のために赴けりと俄頃にして姦夫ま



二童姫夫を
刺して父比
讐と復する

圖

正邦

ね風の

まち

もあ

た來り二童を 拉て 村後むらのちの佛寺へ詣んといへば 長兒これを辭して曰く 我師わがしへ嚴にし
て 一日も 賤わらひを覗かぐの怒にあひんことを畏るとして 例に隨ひて弟とともに塾じゆくあど赴き
ける途中とちうにて 具に 昨夜よきやの事を弟に語り且曰く 是れ俱に天を載いたかざるの雖まなり 彼れ我
輩わが輩の成長せいこうして其事を知らひ復讐ふしうの事もやあらんかと 後患こうげんを慮おもはり 我輩わが輩をも 嘴野深
山の間に誘引いよひんし并せて殺さんとするなり 明日また必ず來り 我輩わが輩を勾引くいんをべし その時
彼かれを討うつて父の讐さめを報ひん 汝平生木刀なまなまへいせきとうを帶おれとも 明日へ必ず請て 真刀まとうを佩まよ 彼我輩わが輩
速すみやかに家を出んことを欲すれば 必ず請函所の如くすべしさて 我の事を發おほするを待て
汝なも力と合せよと不約ふやくしける 明日姦夫果して來り誘ひ往いきなと云ふ二兒あれよ 従ひと
もに出んとするに 臨み幼兒頻りに 真刀まとうを請て 已ざれば兄ろの佩る所の 小刀ことうと解とて 授さう
け更さらにまた小刀ことうを取出して 佩まぬこれより先に長兒姦夫の履一隻くついつせきと隠かくし置ければ 出す
るに 臨みて姦夫彼方此方とろの履くつを搜索さくさくす 長兒詭りて 懿いに 我誤りて 床の下もと入はれ
たりといひけれど姦夫なく御ごくして 床下もとに入はり其半身はんじんを没ぼつするを見て 長兒すかさず 幼兒
に 胸むねして 刀とを抜ぬき 姦夫の背せを刺させば 幼兒その傍かたより 同く刀とを抜ぬて その脇わきを刺さす

姦夫脇わきと背せとを刺されて斃たたきる繼母けいぼあれを見て 周章しゆぢやうして 出て 奔はしる 関村群こうそんぐんから 聚つひ遂つに

繼母を追捕おとぼしやがて 獄くわに下くだされたり 此こは 寶曆三年の事ありと
舊幕府同心きゅばくふどうしん某それがしに一女あり 其母隣家の奴わらわと姦通かんとうし 竊ひそかに其奴と相謀あひはがり 本夫ほんふを殺さんと
す其女時に歳十三あり これを聞て 竊ひそかに憂ひて 自ら以謂之おもひだくを父に告れば 母殺おもひだくされん 告
されば 父殺おもひだくされん これを如何いかすへきと既にして 自ら意こころを決して 曰く 父重おもくして 母輕かる
し寧なろ不義ふぎの母めを殺さんとて やがて之を父お父お告れば 父大おおに怒いかりり 刀とを抜ぬて 母と姦夫と
を殺せり 即夜そくやその女谷中の善光寺ぜんこうじふ走はしり 寺主じしゆに其故ゆゑを告げ 弟子だいしとなり 髪かみを剃そり 尼あまと
ありて 母の冥福めいふくを修せんことを固く請うるへども 許さゆるらううちに 父おまた尋ねね來れり 仍て
其父と相議あひだ玄くまでて 尼あまとぞなしにける 幕府まくふ其の事を聞て 寺主じしゆに命めいじて 女を以めいて 法嗣ほうしとあ
すと 云うの事の下總しもつの二童にわらわに 肖むかたるを以むかて 此こに 合錄あわせして 傳つたふ

古より人の臣しんたり子こたるもの不幸にして 綱常くどうじょうの變かに遭あひ 复讐ふしうの責めあるもの烈丈夫れつじやうぢやう
といふとも 薪なに臥よし 戎そなを枕まくらにし 数十年の歳月を廢ひするにあづらればるの志しを遂とる
こと能めはず 今この乳臭にゅうしゅうの小兒こわらわにして 兇悍けうかんの仇人きゆじんを一撃一げきに 売たし與ともに 天を載いたかざるの

讐を報ひしハ振古以來いま嘗て聞かざる所ありの熟睡を假装し事に臨て眞刀を乞ひ履を床下に投するが如き余甚其智略に服せり古の曾我氏兄弟といへに足らず日野阿新と美を千載の上より嫋々と云べし抑此童女の如きも亦綱常の變ふ處して能く人の處しがたき處ふ處す其事甚だ偉なりもし此時又當りて少く猶豫せば但に父の死するのをならずその母も豈能く天網を免れて身命を全ふすることを得んや余深くその果斷に服せり嗚呼此兒の智略此女の果斷ハ天地神明の暗贊冥助して以て此一雙美を成さしむる所にあらざるを知らむや但その姓名の傳へらざるへ遺憾に堪へざるなり

近世孝子傳終

明治廿年一月廿八日御届
同 年二月 出版

東京府平民

松 村 平 吉

(定價十二錢)

東京府平民 永野龜七
日本橋區若松町十六番地

發

明 治 書 房
日本橋區通リ鹽町八番地
安土町四丁目十一番地
積 善 館

大坂府平民

大坂府 平民
田 中 太 右 衛 門
南區安堂寺町四丁目

所

辻 岡 文

鶴 上 う

聲

田

助

社 屋 や 堂 藤 堂

山 口

藤 兵 衛

鈴 木

喜 右 衛 門

由

自 エ 木 大

伊 川

木 村

勢 錠

先 商

治 店

郎 吉 堂

助 屋

鶴 内 明

成 進

鳴

上

堂

藤

堂

や

社

屋

自

由

天

日

月

水

木

火

土

日

